ニッカウヰスキー原酒増産工事

に関する変更協定書

（第２回変更）

ニッカウヰスキー原酒増産工事に関する変更協定書（第２回変更）

仙台市（以下「甲」という。）とニッカウヰスキー株式会社（以下「乙」という。）とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第19条の規定に基づき、令和元年10月11日に締結したニッカウヰスキー原酒増産工事に関する協定書（以下「協定」という。）のうち、事業計画を変更（第２回変更）することについて、甲と乙の間で、協定第８条に規定する協議を行い、これが整ったため、協定第３条に規定する開発事業計画書を別添のとおり変更し、変更協定を締結する。

この変更を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和７年 11月 5 日

甲　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号
仙台市
代表者　市　長　　郡　和　子

乙　仙台市青葉区ニッカ１番地
ニッカウヰスキー株式会社
仙台工場長　笹村　欣司